

所得税関係のその他の改正

| 目 次 | |
|---|---|
| 一 寄付金控除制度の改正 ……………160 | 五 ハンセン病療養所非入所者給与金に対する非課税 ……………174 |
| 二 政治活動に関する寄付をした場合の寄付金控除の特例又は所得税額の特別控除制度の改正 ……………161 | 六 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の改正 ……175 |
| 三 国民年金保険料等の納付証明書の確定申告又は年末調整の際の添付義務制度の創設 ……………162 | 七 支払調書及び源泉徴収票の提出方法の拡充 ……………176 |
| 四 企業年金制度の改正に伴う所要の措置…164 | 八 所得税の確定申告書の記載事項の改正…177 |

一 寄付金控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 居住者が、①国若しくは地方公共団体に対する寄付金、②民法の規定により設立された法人等に対する寄付金で財務大臣が指定した寄付金（いわゆる指定寄付金）又は③公共法人、公益法人等その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する一定の法人で次に掲げるもの（以下「特定公益増進法人」といいます。）に対する寄付金を支出した場合には、その支出した寄付金は特定寄付金として寄付金控除の対象とされ、その年中に支出したその寄付金の額の合計額（その年分の総所得金額等（総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいいます。以下同じです。）の25%が限度とされます。）から1万円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除することとされてきました（旧所法78①②、旧所令217①等）。

- ① 独立行政法人
 - ② 地方独立行政法人で一定の業務を主たる目的とするもの
 - ③ 自動車安全運転センター、総合研究開発機構、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社
 - ④ 民法第34条（公益法人の設立）の規定により設立された法人で、財団法人日本体育協会など特定のもの等及び教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する業務を主たる目的とするもの（業務の範囲を限定列挙）
 - ⑤ 私立学校法第3条に規定する学校法人で学校の設置若しくは学校及び専修学校（学校教育法第82条の2に規定する専修学校で一定のもの）の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人で専修学校の設置を主たる目的とするもの
 - ⑥ 社会福祉法人
 - ⑦ 更生保護法人
- (2) なお、公益信託で一定の要件を満たすものの

うち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する一定のもの（認定特定公益信託）の信託財産とするために支出した金額は、寄付金控除の対象となる特定寄付金とみなすこととされています（所法78③）。

また、租税特別措置法の規定により、政治活動に関する寄付金のうち一定のもの又は認定NPO法人に対する寄付金で特定非営利活動に係る事業に関連するものについては、特定寄付金とみなして上記の寄付金控除の対象とされています（措法41の18①、41の19）。

- (3) なお、寄付金控除の金額は以下の算式により計算した金額とされていました。

寄付金 その年中に支出した特定寄付
控除の = 金の額の合計額（総所得金額 - 1万円
金額 等の25%を限度）

2 改正の内容

(1) 控除対象金額の引上げ

公益的活動に対する個人の寄付を促進するため、寄付金控除の対象となる金額が、総所得金額等の25%相当額から総所得金額等の30%相当額に引き上げられました（所法78①）。この改正により、居住者が各年において特定寄付金を支出した場合には、以下の算式により寄付金控除の金額を計算することになります。

寄付金 その年中に支出した特定寄付
控除の = 金の額の合計額（総所得金額 - 1万円
金額 等の30%を限度）

(2) 特定公益増進法人の範囲の改正

- ① 特定公益増進法人の範囲から日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構が除外されました（所令217①一の三）。
- ② 文化財保護法に規定する文化財の保存及び活用に関する業務を主たる目的とする法人の対象業務に係る文化財について、文化財保護法の一部を改正する法律（平成16年法律第61号。平成17年4月1日施行）により追加された文化的景観、民俗技術を含めたものとする事とされました（所令217①三ヲ）。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、平成17年分以後の所得税について適用され、平成16年分以前の所得税については、従前どおりとされています（改正法附則2）。
- (2) 上記2(2)①の改正は、個人が平成17年10月1日以後に支出する特定寄付金について適用し、個人が同日前に支出した寄付金については、従前どおりとされています（改正所令附則4）。
- 上記2(2)②の改正は、平成17年4月1日から適用されます。

二 政治活動に関する寄付をした場合の寄付金控除の特例又は 所得税額の特別控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 個人が、政治資金規正法の一部を改正する法律（平成6年法律第4号）の施行の日（平成7年1月1日）から平成16年12月31日までの間に行った政治活動に関する寄付のうち、①政党、②政治資金団体、③国会議員が主宰する、又は主たる構成員であるその他の政治団体、④国会議員、都道府県議会の議員、知事又は指定都市

の市議会議員若しくは市長の職（以下「公職」といいます。）にある者の後援団体及び⑤特定の公職の候補者又はその公職になろうとする者の後援団体に対するもので政治資金規正法の規定により報告されたもの並びに⑥公職の候補者に対してその公職に係る政治活動に関してなされる寄付で公職選挙法の規定により報告されたものは、上記一の特定寄付金とみなされ、寄付金控除の対象とされ、その年中に支出したその

は、国民年金制度の信頼性の問題等から非常に大きな問題となりましたが、税制の問題としても納付をしていない国民年金の保険料について社会保険料控除の適用を受けている者も見受けられるなどの指摘があるところです。

このような状況を踏まえ、課税の適正性を担保するため、基本原則に戻り、国民年金保険料等について社会保険料控除の適用を受ける場合には、確定申告又は年末調整の際に、国民年金保険料等の支払に関する証明書の添付等を義務付けることとされたものです。

なお、国民年金の保険料以外の社会保険料については、基本的に給与等の支給の際に天引きされるものや国民年金の保険料のように納付率が大幅に低下している状況にはないため、従来どおり、社会保険料控除の適用に際しての証明書の添付等を要しないこととされています。

(参考) 社会保険料控除の対象とされる主な社会保険料

- 1 健康保険の保険料
- 2 国民健康保険の保険料又は国民健康保険税
- 3 介護保険の保険料
- 4 雇用保険の労働保険料
- 5 国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金
- 6 厚生年金の保険料及び厚生年金基金の掛金

2 制度の内容

(1) 確定申告の際の国民年金保険料等の支払証明書の添付又は提示

居住者が、確定申告書を提出する際に国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入者として負担する掛金（以下「国民年金保険料等」といいます。）に係る社会保険料控除の適用を受けようとする場合には、その確定申告書に国民年金保険料等の支払をした金額を証する書類を添付するか、その確

定申告書の提出の際に国民年金保険料等の支払をした金額を証する書類を提示しなければならないこととされました（所法120③一、所令262①三）。

なお、給与所得者が以下に述べる年末調整の際に、給与所得控除後の給与等の金額から控除された国民年金保険料等に係る社会保険料の金額で保険料控除申告書に国民年金保険料等の支払をした旨を証する書類を添付等したものについては、その旨及びその国民年金保険料等の金額が記載された源泉徴収票を添付することにより、改めてその控除された国民年金保険料等の支払をした旨を証する書類を確定申告の際に添付又は提示する必要はありません（所法120③三、所令262①②）。

(2) 年末調整の際の国民年金保険料等の支払証明書の添付又は提示

給与所得者が年末調整の際に、給与所得控除後の給与等の金額からその年中に支払った社会保険料の金額を控除する場合には、保険料控除申告書を提出しなければならないこととされています（所法196）。この給与所得控除後の給与等の金額からその年中に支払った国民年金保険料等に係る社会保険料の金額を控除する場合には、保険料控除申告書に国民年金保険料等の支払をした金額を証する書類を添付又はその保険料控除申告書の提出の際に国民年金保険料等の支払をした金額を証する書類を提示しなければならないこととされました（所法190、196②、所令319一）。

また、年末調整の際に給与所得控除後の給与等の金額から控除したその年中に支払った国民年金保険料等に係る社会保険料の金額がある場合には、給与所得の源泉徴収票の摘要欄にその旨及び年末調整の際に給与所得控除後の給与等の金額から控除したその年中に支払った国民年金保険料等に係る社会保険料の金額を記載することとされました（所規別表第六（一））。—次図参照

ハ 基金の財政方式は、将来の年金給付に必要な資金をあらかじめ積み立てるという事前積立方式。

② 確定給付企業年金の概要

確定給付型の企業年金について受給権の保護を図るための確定給付企業年金法が平成14年4月から施行されています。この確定給付企業年金の特徴は以下のとおりです。

イ 事業主が運営機関と契約して直接実施する規約型企業年金と、基金を設立して実施する基金型企業年金（厚生年金の代行は行いません。）の2分類。

ロ 給付や積立などについて必要最低限のルール（積立義務、受託者責任、情報開示）を定めた上で、労使合意に基づき、より柔軟な制度設計が可能。

③ 確定拠出年金の概要

個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる制度として確定拠出年金法が平成13年10月から施行されています。この確定拠出年金の特徴は以下のとおりです。

イ 拠出された掛金が個人ごとに明確に区別され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される年金。年金資産の運用は加入者自身。

ロ 加入者の転職等の際には、転職先の制度に年金資産の移換が可能（ポータビリティ）。

ハ 企業ごとに実施する企業型年金と、国民年金基金連合会が実施し個人単位で加入する個人型年金の2分類。

3 企業年金制度の改正の背景及び概要

(1) 企業年金制度の改正の背景

少子化等の社会経済の変動に対応した持続可能な年金制度を構築し、制度に対する信頼性の確保を図るため、保険料水準固定方式の下で給付水準を自動調整する仕組みを導入する等、国民年金制度及び厚生年金制度について所要の改正を行うほ

か、年金積立金の管理及び運用並びに企業年金制度等についても所要の見直しを行うこと等を内容とした「国民年金法等の一部を改正する法律案」を平成16年2月10日に国会に提出しました。この法律案は平成16年6月5日に可決成立し、平成16年6月11日に国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）として公布されています。

この法律の主な内容は、

① 国民年金及び厚生年金関係

国民年金制度及び厚生年金保険制度に対する信頼の確保を図るための基礎年金の国庫負担割合の引上げ、国民年金及び厚生年金保険の最終的な保険料の水準を法定し、年金額の水準を自動的に調整する制度を導入するなど、少子高齢化の一層の進展等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築するための所要の改正を行う。

② 企業年金関係

企業年金制度の中途脱退者が受給する脱退一時金に年金化の途を開くことを目的として厚生年金基金、確定給付企業年金間で加入者の年金原資の資産移換を可能とし、この移換が困難な場合は、企業年金連合会（現行の厚生年金基金連合会が平成17年10月1日において改称されます。以下同じです。）において年金として受給できる途を開くこと並びに厚生年金基金及び確定給付企業年金から確定拠出年金への加入者の年金原資の資産移換を可能とするなどの改正を行う（企業年金のポータビリティ化）。

等というものでした。

(2) 国民年金法等の一部改正における企業年金制度の主な改正内容

① 年金資産のポータビリティの向上を図るための措置（厚生年金保険法、確定給付企業年金法、確定拠出年金法の改正）

企業年金制度を全面的に切り替えたり、事業所単位で企業年金間を移動したりといった、企業年金間の移行等については、確定給付企業年

金法の制定の際にほぼ対応されていました。一方で、改正前の各企業年金制度において、個人単位での権利義務の移転は、以下の表のとおり、脱退一時金相当額の移換は厚生年金基金から厚生年金基金連合会へ移換する場合のみできるとされていました。

今回の改正においては、以下の表のとおり、企業年金制度において転職が不利にならないよう、離転職時に一時金として払い出すことなく企業年金の通算を可能とし、企業年金制度の中途脱退者が受給する脱退一時金に年金化の途を開くことを目的として厚生年金保険法、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法の改正が行われ、

イ 厚生年金基金・確定給付企業年金間であらかじめ規約で資産移換できる旨を定めている場合には、加入員（者）の申出により、脱退一時金相当額の移換を行うとともに、この移換が困難な場合は、企業年金連合会で引受けを行うこと。

ロ 厚生年金基金・確定給付企業年金から、加入員（者）の申出により企業型確定拠出年金、個人型確定拠出年金へ資産移換を行うことが可能となりました（平成17年10月1日施行）。

基本的には上記イの場合には、脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間の全部又は一部を引き継ぐこととされ、上記ロの場合には、脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間の全部を引き継ぐこととされています。なお、移換される脱退一時金相当額の給付設計は、移換先の規約に基づくものとなるなど、移換後は、移換先の企業年金制度に従い運営するものとされています。

また、個人単位の権利義務移転について、①厚生年金基金間及び②厚生年金基金から確定給付企業年金においても行えることとされ、この際、移転元の制度における加入期間を、移転先の加入期間とみなすこととされました（既存の確定給付企業年金間、確定給付企業年金から厚生年金基金への移転についても同様の対応）。

(参考) 企業年金制度のポータビリティ

| | 制度間の移行 | 適用事業所単位の移転 | 個人の脱退一時金相当額の移換等 |
|---------------------|--------|------------|-----------------|
| 厚生年金基金 → 厚生年金基金 | — | ○ | ×⇒○ |
| 厚生年金基金 → 確定給付企業年金 | ○ | ×⇒○ | ×⇒○ |
| 厚生年金基金 → 確定拠出年金 | ○ | — | ×⇒○ |
| 厚生年金基金 → 企業年金連合会 | — | — | ○ |
| 確定給付企業年金 → 確定給付企業年金 | ○ | ○ | ×⇒○ |
| 確定給付企業年金 → 厚生年金基金 | ○ | ○ | ×⇒○ |
| 確定給付企業年金 → 確定拠出年金 | ○ | — | ×⇒○ |
| 確定給付企業年金 → 企業年金連合会 | — | — | ×⇒○ |
| 確定拠出年金 → 確定拠出年金 | — | — | ○ |
| 企業年金連合会 → 厚生年金基金 | — | — | ×⇒○ |
| 企業年金連合会 → 確定給付企業年金 | — | — | ×⇒○ |
| 企業年金連合会 → 確定拠出年金 | — | — | ×⇒○ |

(注) は平成17年10月施行で可能となるもの

企業年金連合会は、厚生年金基金連合会が名称変更したもの（平成17年10月より）

② 確定拠出年金制度における中途脱退の要件の緩和（確定拠出年金法の改正）

確定拠出年金は、年金としての老後保障を目的とすることから、中途脱退の要件は、(a)60歳未満であること、(b)専業主婦や公務員等の個人型に加入できない者であること、(c)確定拠出年金への加入期間が合計で3年以下であることとされてきました。しかしながら、中途脱退のときに少額の資産しか有していない者は、低金利の状況においては運営管理手数料等で資産が減少する傾向にあることから、以下のとおり中途脱退の要件を緩和する改正が行われました（平成17年10月1日施行）。

- (イ) 企業型から個人型に移換する際に、その移換手数料により資産が減少してしまう極めて少額（1万5千円以下）の資産しか有しない者については、個人型に資産移換をしないで脱退一時金の受給を可能とする。
- (ロ) 企業型から個人型に資産を移換した後に、個人型掛金を拠出できる者を除き、移換した資産が50万円以下の場合には、加入期間に関わりなく、脱退一時金の受給を可能とする。

③ 確定拠出年金制度の拠出限度額の引上げ（確定拠出年金法施行令の改正）

以下のとおり、確定拠出年金制度の拠出限度額の引上げが行われました（平成16年10月1日施行）。

イ 企業型年金の拠出限度額の引上げ

確定拠出年金の拠出限度額は、厚生年金基金の上乗せ部分の望ましい給付水準（基礎年金・厚生年金と合わせて退職直前の給与水準の6割程度）を掛金ベースに置き換えた額で設定されてきました。

今回、公的年金の給付水準の見直しに伴い、望ましい給付水準を達成するための上乗せ部分が拡大することを勘案し、老後に備えた自助努力を支援するため、拠出限度額を引き上げることとされました。

具体的には、企業型（他の企業年金がない場合）の拠出限度額については、公的年金の

給付水準が現役世代の賃金の50%程度となる場合を前提として、民間サラリーマンの大部分（9割程度）が前述の望ましい給付水準を満たし得るものとして設定し、企業型（他の企業年金がある場合）については、企業型（他の企業年金がない場合）の引上げ割合に合わせて設定することとされ、それぞれ、以下のとおり拠出限度額の引上げが行われました。

- (イ) 他の企業年金がない場合 月額4.6万円（改正前：月額3.6万円）
- (ロ) 他の企業年金がある場合 月額2.3万円（改正前：月額1.8万円）

ロ 個人型年金の拠出限度額の引上げ

個人型（他の企業年金に加入していないサラリーマン）の拠出限度額については、大部分（9割程度）の厚生年金基金の標準掛金額が月額1.8万円の範囲内であることを踏まえ設定されました。また、個人型（自営業者等）については、現在の限度額の活用状況を見ると、限度額いっぱいまで拠出している者が少ないこと（1割程度）等から、限度額を据え置くこととされました。改正後の拠出限度額は以下のとおりです。

- (イ) 企業年金がない場合 月額1.8万円（改正前：月額1.5万円）
- (ロ) 自営業者等 月額6.8万円（改正前：同額）

なお、この確定拠出年金は、一般の貯蓄と異なり、老後のための制度として、掛金の拠出限度額を設けるとともに、原則として60歳に達するまで引出しを認めない等の仕組みとなっていることから、企業型年金に係る事業主掛金については、その掛金の全額を損金算入（法令135）又は必要経費に算入（所令64②）することとされ、個人型年金に係る加入者が負担した掛金については、全額を小規模企業共済等掛金控除の対象（所法75②二）とされてきました。上記の拠出限度額の引上げ後もこれらの税制上の措置が適用されます。

4 企業年金制度の改正に伴う税制上の所要の措置の内容

上記の厚生年金保険法等の改正による企業年金制度の改正に伴い、以下のとおり、税制上の所要の改正が行われました。

(1) みなし退職手当等に係る勤続年数の計算の改正

① 改正前の制度の概要

退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与（以下「退職手当等」といいます。）に係る所得をいうものとされ、退職所得の計算に当たっては、収入金額から退職手当等の支給の基因となった勤続年数に応じて計算される一定の退職所得控除額を控除し、さらにその2分の1に相当する金額を退職所得の金額とすることとされています（所法30①②）。

また、次に掲げる一時金を上記の退職手当等とみなして、所得税法上、退職所得として取り扱うこととされています（所法31、所令72）。この一時金についての退職所得控除額の計算の基礎となる勤続年数は、退職手当等とみなす一時金の計算の基礎となった組合員等であった期間により計算することとされています（所令69①二）。

イ 次の法律（社会保険制度）の規定に基づいて支給を受ける一時金（所法31一、二、所令72①）

- (イ) 国民年金法
- (ロ) 厚生年金保険法（厚生年金基金に加入している者にあつては、加入員の退職に基因して支払われる一時金に限ります。）
- (ハ) 国家公務員共済組合法
- (ニ) 地方公務員等共済組合法
- (ホ) 私立学校教職員共済法
- (ヘ) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律

（平成13年法律第101号）附則又は同法第1条（農林漁業団体職員共済組合法等の廃止）の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法

(ト) 独立行政法人農業者年金基金法

(チ) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）第5条（船員保険法の一部改正）の規定による改正前の船員保険法

(リ) 石炭鉱業年金基金法（坑内員又は坑外員の退職に基因して支払われる一時金に限ります。）

ロ 確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける一時金で、その一時金が支給される基因となった加入者の退職により支払われるもの（その確定給付企業年金規約に基づいて拠出された掛金のうちに当該加入者の負担した金額がある場合には、その一時金の額からその負担した金額を控除した金額に相当する部分に限ります。）（所法31三）

ハ ロに類似する一時金で次に掲げる一時金（所法31三、所令72②）

(イ) 特定退職金共済団体等が行う退職金共済に関する制度に基づいて支給される一時金で、当該制度に係る被共済者の退職により支払われるもの

(ロ) 独立行政法人勤労者退職金共済機構が中小企業退職金共済法第10条第1項、第30条第2項又は第43条第1項の規定により支給する退職金

(ハ) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が支給する次に掲げる一時金

(a) 小規模企業共済契約に基づいて支給される小規模企業共済法第9条第1項に規定する共済金

(b) 小規模企業共済法第2条第3項に規定する共済契約者で年齢65歳以上であるものが同法第7条第3項の規定により小規模企業共済契約を解除したことにより支給される同法第12条第1項に規定する解

約手当金

- (c) 小規模企業共済法第7条第4項の規定により小規模企業共済契約が解除されたものとみなされたことにより支給される同法第12条第1項に規定する解約手当金
- (ニ) 適格退職年金契約に基づいて支給を受け一時金で、その一時金が支給される基因となった勤務をした者の退職により支払われるもの（その適格退職年金契約に基づいて払い込まれた保険料又は掛金のうちに当該勤務をしていた者の負担した金額がある場合には、その一時金の額からその負担した金額を控除した金額に相当する部分に限ります。）
- (ホ) 確定拠出年金法に規定する企業型年金規約又は個人型年金規約に基づいて老齢給付金として支給される一時金
- (ヘ) 独立行政法人福祉医療機構が社会福祉職員等退職手当共済法第7条の規定により支給する退職手当金
- (ト) 外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度で上記イの法律の規定による社会保険又は共済に関する制度に類するものに基づいて支給される一時金で、当該制度に係る被保険者又は被共済者の退職により支払われるもの

退職手当等とみなす一時金についての退職所得控除額の計算の基礎となる勤続年数は、退職手当等とみなす一時金の計算の基礎となった組合員等であった期間により計算されますが、この場合の組合員等であった期間とは、退職手当等とみなす一時金等の支払金額の計算の基礎となった期間をいい、その期間の計算が時の経過に従って計算した期間によらず、これに一定の期間を加算した期間によっている場合には加算しなかったものとして計算した期間をいうものとされています。一方、確定拠出年金制度においては、厚生年金保険の適用事業所の事業主が、単独又は共同して実施する企業型年金と国民年金基金連合会が実施する個人型年金とを相互に

行き来することが可能とされ、老齢給付金の支給要件である期間の判定においても①企業型年金加入者期間、②企業型年金運用指図者期間、③個人型年金加入者期間、④個人型年金運用指図者期間及び⑤企業年金制度等の資産を移換した場合において通算加入者等期間に算入する期間を加算した期間（①から⑤までを合計した期間）により行うこととされています（確定拠出年金法33①②、54①②）。そこで確定拠出年金に係る退職手当等とみなす一時金の退職所得控除額の計算の基礎となる勤続年数については、上記②及び④の企業型年金及び個人型年金の運用指図者期間を含めないで計算した期間、つまり掛金を納付していた期間により計算することとされています。具体的には、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者期間（企業型年金規約に基づいて納付した事業主掛金に係る当該企業型年金加入者期間に限るものとし、同法第54条第2項の規定により同法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間を含みます。）及び同法に規定する個人型年金加入者期間（個人型年金規約に基づいて納付した個人型年金加入者掛金に係る個人型年金加入者期間に限ります。）を合算した期間とすることとされています（旧所令69①二）。

② 改正の内容

前述のとおり、退職手当等とみなす一時金についての退職所得控除額の計算の基礎となる勤続年数は、退職手当等とみなす一時金の計算の基礎となった組合員等であった期間により計算されます。すなわち、現行の企業年金制度でも可能とされる制度間の移行があった場合には、退職手当等とみなす一時金の支払金額の計算の基礎となった期間で各企業年金制度において通算された移行前の加入者期間と移行後の加入者期間を合算した期間を組合員等であった期間として退職所得控除額の計算の基礎となる勤続年数の計算をすることとされています。今回の企業年金制度の改正により個人の脱退一時金相当額等の移換が可能となりますが、この場合にも

制度間の移行の場合と同様に、退職手当等とみなす一時金の支払金額の計算の基礎となった期間で各企業年金制度において通算された移換前の加入者期間と移換後の加入者期間を合算した期間を組合員等であった期間として退職所得控除額の計算の基礎となる勤続年数の計算をすることとされます。

一方、確定拠出年金制度の場合は、上記のとおり、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者期間（企業型年金規約に基づいて納付した事業主掛金に係る当該企業型年金加入者期間に限るものとし、同法第54条第2項の規定により同法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間を含みます。）及び同法に規定する個人型年金加入者期間（個人型年金規約に基づいて納付した個人型年金加入者掛金に係る個人型年金加入者期間に限ります。）を合算した期間とすることとされてきました。これは、改正前の企業年金制度においては、基本的に制度間の移行しか認められていなかったため、他の確定給付型の企業年金制度から確定拠出年金制度への移行は、確定拠出年金制度の企業型年金への移行しか認められていなかったことによるものです。

今回の企業年金制度の改正により各企業年金制度間における脱退一時金相当額等の移換が可能となり、他の確定給付型の企業年金制度の加入者等が脱退した場合には確定拠出年金制度の企業型年金はもとより、個人型年金にも移換が行えることとされました。

そこで確定拠出年金制度に係る退職手当等とみなす一時金については、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者期間（企業型年金規約に基づいて納付した事業主掛金に係る当該企業型年金加入者期間に限るものとし、同法第54条第2項又は第54条の2第2項の規定により同法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間を含みます。）及び同法に規定する個人型年金加入者期間（個人型年金規約に基づいて納付した個人型年金加入者掛金に係る個人型年金

加入者期間に限るものとし、同法第74条の2第2項の規定により同法第73条において準用する同法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間を含みます。）を合算した期間により退職所得控除額の計算の基礎となる勤続年数を計算することとなります（所令69①二）。

(2) 公的年金等とされる確定給付企業年金の額から控除する金額の改正

① 改正前の制度の概要

公的年金等に係る雑所得の金額は、その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除して計算することとされています（所法35②一）。

この公的年金等控除額が適用される公的年金等の範囲は、次に掲げる年金等とされてきました（所法35③、所令82の2①②、82の3）。

イ 上記(1)①イの法律（国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、廃止前の農林漁業団体職員共済組合法、独立行政法人農業者年金基金法など）の規定に基づく年金（これらの制度に類する制度に基づく年金を含みます。）

ロ 恩給（一時恩給を除きます。）及び過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金

ハ 確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金（規約に基づいて拠出された掛金のうちにその年金が支給される基因となった加入者の負担した金額がある場合には、その年金の額からその負担した金額のうちその年金の額に対応するものとして計算した金額を控除した金額に相当する部分に限ります。）

ニ 特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度又は外国の法令に基づく保険若しくは共済に関する制度で上記(1)①イの法律の規定による社会保険若しくは共済に関する制度に類するものに基づいて支給される年金（これに類する給付を含みます。）

ホ 中小企業退職金共済法第12条第1項に規定する分割払の方法により支給される同条第5項に規定する分割退職金

ヘ 小規模企業共済契約に基づいて小規模企業共済法第9条の3第1項に規定する分割払の方法により支給される同条第5項に規定する分割共済金

ト 適格退職年金契約に基づいて支給を受ける退職年金（当該契約に基づいて払い込まれた保険料又は掛金のうちにその退職年金が支給される基因となった勤務をした者の負担した金額がある場合には、その退職年金の額からその負担した金額のうちその退職年金の額に対応するものとして計算した金額を控除した金額に相当する部分に限ります。）

チ 確定拠出年金法に規定する企業型年金規約又は個人型年金規約に基づいて老齢給付金として支給される年金

確定給付企業年金法においては、加入者等が、規約で定める老齢給付金支給開始要件（60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したとき及び50歳以上60歳未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに老齢給付金を支給）を満たすこととなったときに、その者に年金（5年以上の有期年金又は終身年金）として老齢給付金を支給することとされています（確定給付企業年金法33、36①～③、38①、同法施行令25、28）。

確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金については、公的年金等とされていますが、加入者が負担した掛金については基本的に生命保険料控除の対象とされ、拠出時に課税されていることとなります。そこで、確定給付企業年金に係る規約に基づいて拠出された掛金のうちにその年金が支給される加入者（加入者であった者を含みます。）の負担した金額がある場合には、その年金の額からその負担した金額のうちその年金の額に対応するものとして計算した金額を控除した金額に相当する部分のみを公的年金等に係る雑所得として課税するこ

ととされています（所法35③三、旧所令82の3）。ただし、厚生年金基金から確定給付企業年金に権利義務が承継された場合の年金給付等積立金のうち加入者が負担した部分に相当する金額については、厚生年金基金の掛金が社会保険料控除の対象とされ、拠出時に全額が所得控除されていますので、上記の年金が支給される加入者（加入者であった者を含みます。）の負担した金額から除くこととされています（旧所令82の3①二）。

② 改正の内容

上記のとおり、確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金については、規約に基づいて拠出された掛金のうちにその年金が支給される基因となった加入者の負担した金額がある場合には、その年金の額からその負担した金額のうちその年金の額に対応するものとして計算した金額を控除した金額を公的年金等とし、雑所得の計算を行います。厚生年金基金から確定給付企業年金に権利義務が承継された場合の年金給付等積立金のうち加入者が負担した部分に相当する金額については、その控除される加入者（加入者であった者を含みます。）の負担した金額から除くこととされています。

今回の企業年金制度の改正において、「厚生年金保険法の規定による厚生年金基金から企業年金連合会を經由して確定給付企業年金への年金給付等積立金の移換」、「確定給付企業年金法の規定による厚生年金基金から確定給付企業年金への適用事業所単位の積立金の移転」、「確定給付企業年金法の規定による厚生年金基金から確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換」が可能となりました。これらの規定により確定給付企業年金へ移換等される前に加入者が負担した掛金については、厚生年金基金の掛金として社会保険料控除の対象とされ、拠出時に全額が所得控除されていますので、厚生年金基金から確定給付企業年金への制度間の移行と同様に、確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金の額から控除される確定給付企

業年金に係る規約に基づいて拠出された掛金についてその年金が支給される基因となった加入者の負担した金額のうちその年金の額に対応するものとして計算した金額を計算する場合の加入者の負担した金額から除くこととされました（所令82の3）。

(3) 退職手当等とみなす一時金に該当しない生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得の計算の改正

① 改正前の制度の概要

退職手当等とみなされる一時金に該当しない生命保険契約等（退職年金に関する信託、生命保険又は生命共済の契約など）に基づいて支払を受ける一時金は、一時所得の収入金額とされ、この一時所得の金額の計算に当たっては、当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金のうち、退職手当等に該当しない適格退職年金契約に基づく一時金に係る保険料又は掛金のうち事業主が負担したものは控除しないこととされています（旧所令183②④）。

また、確定給付企業年金法に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて支払われる一時金で退職手当等とみなされる一時金に該当しない当該規約に基づいて支払を受ける一時金は、一時所得の収入金額とされ、この一時所得の金額の計算に当たっては、退職手当等に該当しない当該規約に基づく一時金に係る掛金のうち事業主が負担したもの及び厚生年金基金から権利義務が承継された年金給付等積立金に相当する部分の金額（厚生年金基金の掛金として事業主及び加入者が負担した金額に相当する部分の金額）については、厚生年金基金の加入員に対する給与課税が行われず、その全額が事業主の必要経費算入（損金算入）とされる加入員のために事業主が負担した掛金と加入員の社会保険料控除の対象とされる加入員の負担した掛金からなるものであることから、控除しないこととされています（旧所令183②④）。

また、確定拠出年金法において、企業型年金

加入者又は個人型年金加入者が国民年金法の第3号被保険者となるなど確定拠出年金制度に加入し得なくなった場合において、一定の要件を満たしているときは脱退一時金の請求ができることとされており、この個人型年金規約に基づく脱退一時金については、一時所得とされ、企業型年金の事業主掛金は全額が必要経費算入（損金算入）とされ、個人型年金の個人型年金加入者掛金は、その全額が所得控除されていることから、この確定拠出年金の脱退一時金を受給した場合には、当該脱退一時金から控除する掛金の総額に、企業型年金の事業主掛金や個人型年金加入者掛金の総額を含めない、すなわち、当該脱退一時金から控除する掛金の総額は一切考慮しないこととされています（旧所令183②③④）。

② 改正の内容

イ 対象となる生命保険契約等の範囲に確定拠出年金法の企業型年金規約を追加

上記3(2)②のとおり、確定拠出年金法が改正され、年金資産が少額の者については個人型年金に移行することなく、企業型年金で脱退一時金を請求することができることとされました（確定拠出年金法附則2の2）。この企業型年金規約に基づく脱退一時金については、個人型年金規約に基づく脱退一時金と同様、一時所得として課税することとされました（所令183③）。

ロ 退職手当等とみなす一時金に該当しない生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得の計算の改正

上記のとおり、確定給付企業年金法に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて支払われる一時金で退職手当等とみなされる一時金に該当しない当該規約に基づいて支払を受ける一時金は、一時所得の収入金額とされています。この一時所得の金額の計算に当たっては、退職手当等に該当しない当該規約に基づく一時金に係る掛金のうち事業主が負担したものと厚生年金基金から権利義務が

承継された年金給付等積立金に相当する部分の金額（厚生年金基金の掛金として事業主及び加入者が負担した金額に相当する部分の金額）については、一時所得の計算上収入を得るために支出した金額に含めないこととされています（旧所令183②④）。

今回の企業年金制度の改正において、「厚生年金保険法の規定による厚生年金基金から企業年金連合会を経由して確定給付企業年金への年金給付等積立金の移換」、「確定給付企業年金法の規定による厚生年金基金から確定給付企業年金への適用事業所単位の積立金の移転」、「確定給付企業年金法の規定による厚生年金基金から確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換」が可能となりました。これらの規定により確定給付企業年金へ移換等される前に加入者が負担した掛金については、厚生年金基金の掛金として社会保険料控除の対象とされ、拠出時に全額が所得控除されていますので、厚生年金基金から確定給付企業年金への制度間の移行と同様に、一時所得の金額の計算上、収入を得るために支出した金額に含めないこととされました（所令183②）。

また、確定拠出年金法において、個人型年金規約に基づく脱退一時金については、一時所得とされていましたが、これに加えて上記イのとおり企業型年金規約に基づく脱退一時金も一時所得とされました。これらの一時所得の計算においては、企業型年金の事業主掛金は全額が必要経費算入（損金算入）とされ、個人型年金の個人型年金加入者掛金は、その

全額が所得控除されていることから、引き続きこれらの確定拠出年金の脱退一時金を受給した場合には、当該脱退一時金から控除する掛金の総額に、企業型年金の事業主掛金や個人型年金加入者掛金の総額を含めない、すなわち、当該脱退一時金から控除する掛金の総額は一切考慮しないこととされました（所令183②③④）。

(4) 支払調書制度の改正

① 改正前の制度の概要

居住者又は内国法人に対し国内において生命保険契約に基づく保険金その他これに類する給付の支払をする者は、その支払に関する調書を、その支払の確定した日の属する年の翌年1月31日までに、税務署長に提出しなければならないこととされています（所法225①四、旧所令351①）。

② 改正の内容

上記(3)②イのとおり、確定拠出年金法に規定する企業型年金規約に基づいて支払われる脱退一時金は、一時所得の収入金額とされたことに伴い、支払調書の提出の対象となる生命保険金等の支払調書の提出者の範囲に、居住者に対し国内において確定拠出年金法に規定する企業型年金規約に基づいて脱退一時金の支払をする者が加えられました（所令351①七）。

5 適用関係

これらの改正は、平成17年10月1日以後に適用されます（改正所令附則1二）。

五 ハンセン病療養所非入所者給与金に対する非課税

1 改正前の制度の概要

ハンセン病問題については、平成13年6月22日に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）」（以下「ハンセン病補償法」といいます。）が公布・施行されています。ハンセン病補償法は、ハンセン病の患者であった者等の置かれていた状況にかんがみ、ハンセン病療養所入所者等の被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表しようとするもので、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給が定められています（この補償金はハンセン病補償法において非課税とされています）。また、福祉の増進を図るための措置として、ハンセン病の患者であった者等に退所者給与金を支給するため、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第61号）」及び「国立ハンセン病療養所等退所者給与金支給規程（平成14年厚生労働省告示第166号）」が平成14年4月1日に公布・施行されています。

こうした経緯を踏まえ、平成14年度改正において、国立ハンセン病療養所等を退所した者に対して福祉の増進の措置として国から支給されるもので一定のものについては、所得税を課さないこととされました（旧措法41の8②）。

国立ハンセン病療養所等とは、ハンセン病補償法第2条に規定する国立ハンセン病療養所等を用い（旧措法41の8②）、また、国から支給されるもので一定のものとは、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行規則（平成13年厚生労働省令第133号）（以下「ハンセン病補償法施行規則」といいます。）第5条第1項の規定により支給される退所者給与金をいいます（旧措規19の2）。

2 改正の内容等

上記1のハンセン病療養所に入所したことがあるハンセン病患者のほか、ハンセン病療養所に入所歴のないハンセン病患者に対しても、上記退所者給与金と同様に、ハンセン病補償法第11条に基づく「福祉の増進」の具体的措置として平成17年4月1日から非入所者給与金制度を創設することとされ、「ハンセン病補償法施行規則」の一部改正（平成17年厚生労働省令第71号）及び「国立ハンセン病療養所等非入所者給与金支給規程」（平成17年厚生労働省告示第214号）の制定が行われました。

既に非課税とされている国立ハンセン病療養所等を退所した者に対して福祉の増進の措置として国から支給されるもので一定の退所者給与金と同様に、ハンセン病補償法第11条に基づく「福祉の増進」の具体的措置としてハンセン病補償法施行規則に位置づけられることとされた国立ハンセン病療養所等に入所したことがないハンセン病患者であった者に対して福祉の増進の措置として国から支給されるもので一定の非入所者給与金についても所得税を課さないこととされました（措法41の8②）。この所得税を課さないこととされた国立ハンセン病療養所に入所したことがないハンセン病患者であった者に対して福祉の増進の措置として国から支給されるもので一定の非入所者給与金とは、ハンセン病補償法施行規則第5条第1項の規定に基づき支給される同項第2号に規定する非入所者給与金をいいます（措規19の2）。

（参考）

○ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）

（名誉の回復等）

第11条 国は、ハンセン病の患者であった者等について、名誉の回復及び福祉の増進を図るとともに、死没者に対する追悼

の意を表するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項の措置を講ずるに当たっては、ハンセン病の患者であった者等の意見を尊重するものとする。

- ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行規則（平成13年厚生労働省令第133号）

（福祉の増進のための措置及び死没者に対する追悼の意を表するための措置）

第5条 国は、法第11条第1項のハンセン病の患者であった者等の福祉の増進のための措置として次に掲げる措置を行なうものとする。

一 省略

二 廃止法【らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号）】により予防法【らい予防法（昭和28年法律第204号）】が廃止されるまでの間に、ハンセ

ン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有したことがあり、かつ、国立ハンセン病療養所等に入所したことがない者であって、現に国との間でハンセン病に関する裁判上の和解（ハンセン病の患者であった者と国との間で合意された平成14年1月28日付けの基本合意書に基づく裁判上の和解をいう。）が成立しており、かつ、日本国内に住所を有するものに対し、その者の生活の安定等を図るため、厚生労働大臣の定めるところにより、非入所者給与金を支給すること。

2 省略

3 適用関係

この改正は、平成17年分以後の所得税について適用され、平成16年分以前の所得税については、従前どおりとされています（改正法附則15）。

六 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税制度

個人が、平成4年4月1日から平成19年12月31日までの間に、重要文化財（土地を除きます。）を国（独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館及び独立行政法人国立科学博物館を含みます。（2）において同じです。）又は地方公共団体に譲渡した場合には、その譲渡所得については非課税とされています（措法40の2①）。

(2) 国に対して重要文化財に準ずる文化財を譲渡した場合の2分の1課税の特例

個人が、平成4年4月1日から平成19年12月31日までの間に、重要文化財に準ずる文化財（土地を除きます。）のうち国においてその保存及び活

用をすべき一定のもの（以下「対象資産」といいます。）を国に譲渡した場合には、

- ① 対象資産が動産に該当し、所得税法本法の総合譲渡所得課税（所法33）が適用されるとき
 - ② 対象資産が建物又は構築物に該当し、租税特別措置法による譲渡所得の分離課税（措法31、32）が適用されるとき
- のいずれにおいても、それぞれの譲渡益の2分の1相当額を譲渡益として、それぞれの譲渡所得の金額を計算することとされています（措法40の2②）。

したがって、例えば、所有期間が5年を超える動産に該当する対象資産が国に買い取られた場合には、収入金額から取得費及び譲渡費用の合計額を控除した残額の2分の1相当額が譲渡益とされ、さらにこの譲渡益から50万円の特別控除額を控除した後の長期譲渡所得の金額の2分の1相当額が

総合課税の対象とされることになります。

なお、この2分の1課税の対象資産である重要文化財に準ずる文化財のうち国においてその保存及び活用すべき「一定のもの」とは、次に掲げる文化財で国又は独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館若しくは独立行政法人国立科学博物館において保存及び活用をすることが緊急に必要なものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して指定するものとされてきました（旧措令25の18）。

- ① 文化財保護法第2条第1項第1号に規定する有形文化財で同法第27条第1項の規定による指定を受けていないもののうち、重要文化財と同等の価値があると認められるもの
- ② 文化財保護法第56条の10第1項の規定により重要有形民俗文化財として指定されたもの

2 改正の内容

文化財保護法の一部を改正する法律（平成16年法律第61号。平成17年4月1日施行）により、「文化財」の定義に、地域において伝承されてきた生活や生産に関する用具、用品等の製造技術である「民俗技術」が新たに追加されました。これに伴い、重要有形民俗文化財を国等に譲渡した場合に係る譲渡所得の課税の特例についても、新たに重要有形民俗文化財の対象とされた「民俗技術」に係るものについて適用することとされたほか、規定の整備が行われました（措令25の18）。

3 適用関係

この改正は、平成17年4月1日から適用されます（改正措令附則1）。

七 支払調書及び源泉徴収票の提出方法の拡充

1 改正前の制度の概要

現行の所得税法等において、課税の適正化等の観点から、一定の支払等を行う者は支払調書等を税務署長に提出しなければならないこととされています。この支払調書等の提出は原則として紙により提出しなければならないこととされていますが、税務署長の承認を受けた場合には、支払調書等に記載すべきものとされる事項を記録した磁気テープ等（磁気テープ又は磁気ディスクをいいます。）の提出をもって税務署長に提出すべき支払調書等の提出に代えることができるとされています（旧所法228の3、旧措法37の11の3、41の12、41の14、旧国外送金等調書4）。

（注） 上記の承認を受けようとする者は、その氏名又は名称及び住所又は所在地、その提出しようとする磁気テープ等の種類その他一定の事項を記載した申請書を所轄税務署長に提出しなければならないこととされています。

この場合において、所轄税務署長は、その申請につき承認をし、又は承認をしないこととし

たときは、その申請をした者に対し、その旨を書面により通知するものとされています。

（参考） 主な支払調書等

利子等の支払調書（所法225①一・八）

配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書（所法225①二・八）

報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書（所法225①三）

生命保険契約等の一時金の支払調書（所法225①四・八）

損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書（所法225①五・八）

株式等の譲渡の対価の支払調書（所法225①十）

給与所得の源泉徴収票（住民税：給与支払報告書）（所法226①）

公的年金等の源泉徴収票（住民税：公的年金等支払報告書）（所法226③）

特定口座年間取引報告書（住民税：上場株式等取引報告書）（措法37の11の3⑦）

先物取引に関する調書（措法41の14④）

国外送金等調書（国外送金等調書法4①）

2 改正の内容

近年の情報機器の発達から、記録媒体はより容量の大きい光ディスクが主流となっており、提出義務者からの光ディスクによる提出の要求に応えるとともに、国税当局及び提出義務者の事務の削減・効率化を図るため、支払調書等の提出の特例の対象について、現行の磁気テープ（MT、CMT）及び磁気ディスク（FD、MO）による提出に加え、光ディスク（CD-R、DVD）による提出ができることとされました（所法228の3、措法37の11の3、41の12、41の14、国外送金等調

書法4）。

（注） これにより光ディスクにより提出が可能な法定資料は全50種類のうち、特定新株予約権等の付与に関する調書、特定新株又は承継特定株式の異動状況に関する調書を除く48種類となります。

3 適用関係

上記の改正は、平成17年7月1日以後に承認申請書を提出し、同年9月1日以後に提出する支払調書等について適用されます（改正法附則9、24、27、28②、59）。

八 所得税の確定申告書の記載事項の改正

1 改正前の制度の概要

所得税法第120条第4項は、不動産所得、事業所得又は山林所得についてこれらの所得に係るその年中の総所得金額及び必要経費の内容を記載した書類を申告書に添付しなければならない旨の規定がされています。

一方、譲渡所得については、租税特別措置法による譲渡所得の課税の特例の適用を受ける場合には「譲渡所得の金額の計算に関する明細書（計算明細書）」の添付が義務付けられており、また、株式等に係る譲渡所得等についても計算明細書の添付が義務付けられていますが、一般の土地建物等や総合課税の対象となる資産の譲渡所得が生じた者について、確定申告書に記載すべき事項が明確に規定されていない状況にありました（旧所法120、旧所規47）。

2 改正の内容

今回の改正においては、譲渡所得について確定申告書に記載すべき事項を明確化するため、次の事項を記載することとされました（所規47四）。

譲渡所得の基因となった資産につき、

(1) 当該資産の種類及び数量並びに当該資産の譲

渡の年月日及び取得の年月日

(2) 当該資産の譲渡による収入金額並びに当該資産の取得費及びその譲渡に要した費用の額

(3) 当該資産が家屋その他使用又は期間の経過により減価する資産である場合には、次の金額の合計額

① その資産が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供されていた期間について各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるその資産の償却費の額の累積額

② ①以外の期間についてその資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の合計額につき、その資産と同種の減価償却資産に係る耐用年数を1.5倍した年数により定額法に準じて計算した金額に①以外の期間に係る年数を乗じて計算した金額

（注） (1)の事項を固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例（所法58）又は資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例（所法64）の適用を受けるため所規47十一、十二の規定によりこれらの特例に関する事項を記載する場合には、その資産については(1)の事項は記載不要

とされています。

3 適用関係

上記の改正は、平成17年分以後の所得税に係る

確定申告書を平成17年4月1日以後に提出する場合について適用され、平成17年3月31日以前に当該確定申告書を提出した場合には、従前どおりとされています（改正所規附則3）。